

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年12月26日
【中間会計期間】	第7期中(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 英俊
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	西日本高速道路株式会社 東京支社 (東京都港区虎ノ門二丁目10番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益(百万円)	348,263	384,865	361,263	868,057	763,433
経常利益(百万円)	20,185	13,427	15,973	16,034	8,768
中間(当期)純利益(百万円)	9,993	7,561	8,989	6,726	10,074
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	-	7,589	8,961	-	10,164
純資産額(百万円)	151,372	155,937	167,454	148,292	158,497
総資産額(百万円)	791,242	631,189	687,581	694,315	678,888
1株当たり純資産額(円)	1,563.48	1,608.66	1,729.51	1,529.14	1,635.00
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	105.19	79.59	94.63	70.81	106.04
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	18.8	24.2	23.9	20.9	22.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	43,556	6,769	31,741	67,435	3,824
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,984	20,013	6,846	17,158	27,115
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	86,014	21,047	12,474	35,023	8,544
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高(百万円)	97,715	34,665	97,465	82,495	60,099
従業員数(人)	12,138	12,375	12,670	12,327	12,578
<外、平均臨時雇用者数>	<1,253>	<1,271>	<2,552>		<2,434>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であります。
4. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度においては、臨時従業員数の記載を省略しております。
5. 第6期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成22年6月30日 企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益(百万円)	338,165	373,566	345,238	848,069	741,934
経常利益(百万円)	17,223	10,768	14,796	8,887	2,944
中間(当期)純利益(百万円)	8,117	6,323	8,908	2,631	2,423
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	139,820	140,658	145,667	134,335	136,758
総資産額(百万円)	774,597	610,733	663,545	676,544	653,564
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	85.44	66.56	93.77	27.70	25.51
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	18.1	23.0	22.0	19.9	20.9
従業員数(人)	2,547	2,480	2,371	2,464	2,394

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路株）、子会社25社及び関連会社11社（平成23年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下、「S A ・ P A」といいます。）事業、その他の4部門に係る事業を行っております。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

（1）高速道路事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（2）受託事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（3）S A ・ P A 事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（4）その他

平成23年9月1日に、海外における高速道路事業展開を目的とし、東日本高速道路株（以下「東日本高速道路」といいます。）、中日本高速道路株（以下「中日本高速道路」といいます。）、首都高速道路株（以下「首都高速道路」といいます。）及び阪神高速道路株（以下「阪神高速道路」といいます。）との共同出資により日本高速道路インターナショナル株を設立致しました。

これに伴い、当社の持分法適用関連会社が1社増加しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 日本高速道路インターナショナル株	東京都 千代田区	499	その他	28.6	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,491
受託事業	<1,161>
S A ・ P A 事業	772
その他	<1,327>
全社(共通)	407 <64>
計	12,670 <2,552>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を<>で外書きしております。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	2,371
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況で推移しました。

当社グループが管理する高速道路においては、平成23年6月20日に高速道路無料化社会実験が一時凍結され、同日ノストップ自動料金支払システム（ETC）（以下「ETC」といいます。）の利用者を対象として政府の経済対策の一環として導入された高速道路利便増進事業の休日特別割引（以下「上限料金制（休日1,000円）」といいますが）、廃止されました。このような事業環境のもと、通行台数は、昨年度から引き続き増加傾向にありましたが、本年6月20日以降、高速道路無料化社会実験が一時凍結、上限料金制（休日1,000円）が廃止されたことから減少に転じ、前年同期比0.4%の増加にとどまりました。また、国からの割引補填金を含む高速道路事業の料金収入は、284,406百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

高速道路事業以外の事業については、SA・PA事業を中心に展開しました。また、平成23年9月1日には、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路とともに、日本高速道路インターナショナル㈱を設立し、海外事業を共同で推進する体制を構築しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が361,263百万円（前中間連結会計期間比6.1%減）、営業費用が345,967百万円（同7.0%減）、営業利益が15,296百万円（同19.0%増）、経常利益が15,973百万円（同19.0%増）となり、法人税等を控除した中間純利益は8,989百万円（同18.9%増）となりました。

なお、各セグメントの概要は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定（以下「広島呉道路協定」といいます。）」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定（以下「南阪奈道路協定」といいます。）」及び「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（以下「八木山バイパス協定」といいます。）」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、「信頼性向上の実現」と「100%の安全・安心への挑戦」を目指し、お客様に対する新たな価値の提案・提供に努めました。お客様満足度を最大限に向上させるため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社（パートナー会社）15社全体が保有するスキル・ノウハウを結集し、災害対応力の強化を図るとともに、老朽化した道路構造物に対し点検から補修までのトータルマネジメントの確立を図るなど維持管理業務の改善を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、マイレージ割引などETCを活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引や、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業においては、ネットワークバリューの最大化を実現するため、高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、その着実な整備を行いました。平成23年7月16日には舞鶴若狭自動車道（小浜西インターチェンジ～小浜インターチェンジ）が開通しました。

その結果、道路資産完成高・完成原価の減少により、営業収益は336,042百万円（前中間連結会計期間比6.7%減）、営業費用については、323,814百万円（同7.8%減）となり、営業利益は12,227百万円（同34.2%増）となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)や一般国道478号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

直轄高速道路事業が縮小したことなどにより、営業収益は3,755百万円(前中間連結会計期間比51.0%減)、営業費用は3,748百万円(同51.6%減)となり、営業利益は6百万円(前中間連結会計期間は営業損失75百万円)となりました。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へ変革するための各種イベントを実施しましたが、高速道路無料化社会実験一時凍結及び上限料金制(休日1,000円)廃止が影響したことにより、飲食・物販部門の売上は53,458百万円(前年同期比3.1%減)、ガステーションの売上はガソリン価格の上昇等により21,534百万円(同10.3%増)となっており、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は74,992百万円(同0.4%増)となりました。

営業収益は、高速道路の通行台数がほぼ前年並みであったため、テナント等の店舗売上は微増となりましたが、平成22年11月に当社出資の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が株式を取得したPA店舗運営会社3社の売上が加算されたことから、18,146百万円(前中間連結会計期間比33.9%増)となりました。営業費用についても、上記3社の費用などが加算されたことから、14,072百万円(同48.7%増)となりました。その結果、営業利益は4,073百万円(同0.4%減)となりました。

(その他)

その他の事業として、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。その他の事業全体としては、営業収益は3,582百万円(前中間連結会計期間比2.8%減)、営業費用は4,594百万円(同16.4%増)となり、営業損失は1,011百万円(前中間連結会計期間は営業損失263百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、31,741百万円(前中間連結会計期間は6,769百万円の資金の使用)となりました。これは主に、たな卸資産の増加額10,785百万円や仕入債務の減少額21,084百万円の計上など資金の使用はあったものの、税金等調整前中間純利益15,983百万円に加え、減価償却費10,358百万円や売上債権の減少額34,073百万円などの資金の獲得によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しておりません。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金収受機械、ETC装置等の設備投資7,958百万円等により、6,846百万円の資金の使用(前中間連結会計期間は20,013百万円の資金の使用)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入30,000百万円、道路建設関係社債(普通社債)の発行による収入49,898百万円による増加があった一方、長期借入金の返済22,177百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項による債務引受額22,098百万円を含みます。)、道路建設関係社債の償還45,000百万円(機構法第15条第1項による債務引受額)により、12,474百万円の資金の獲得(前中間連結会計期間は21,047百万円の資金の使用)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、97,465百万円(前中間連結会計期間比181.2%増)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントごとの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

(1)機構と締結する協定について

当社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定(全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))に関する協定(以下「那覇空港自動車道協定」といいます。))を平成18年3月31日付で締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、高速道路株式会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。なお、那覇空港自動車道協定については、平成21年3月28日午前0時をもって、期間満了の上終了し、一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))は無料開放され、道路の管理は国に引き継がれております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認め

られる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。))が、あらかじめ各協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。))に、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。))を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。))を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、平成23年5月2日に成立した東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成23年法律第42号)に基づき、高速道路利便増進事業の見直しを反映し、平成23年6月6日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定を一部変更しています。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、736百万円であります。なお、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は735百万円であります。

(2) 受託事業、S A・P A事業及びその他に係る研究開発費は、1百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各事業年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社グループの中間連結財務諸表ないし、当社の中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基

づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借り受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借り受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収益及び受託業務収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

E T Cマイレージサービス引当金

当社グループは、E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却可能価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しております。なお、固定資産については減損の兆候が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業収益については、道路資産完成高の減少等により336,042百万円（前中間連結会計期間比6.7%減）となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に3,755百万円（同51.0%減）、S A・P A事業の営業収益については、敷地内施設の賃貸料収入等により18,146百万円（同33.9%増）、その他の営業収益については3,582百万円（同2.8%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益は、合計で361,263百万円（同6.1%減）となりました。

営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業費用は、道路資産完成原価が減少したこと等により323,814百万円（前中間連結会計期間比7.8%減）となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に3,748百万円（同51.6%減）、S A・P A事業については、ステークホルダーへの還元等により14,072百万円（同48.7%増）、その他については4,594百万円（同16.4%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、345,967百万円（同7.0%減）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で15,296百万円（同19.0%増）となりました。その内訳は、高速道路事業が12,227百万円（同34.2%増）、受託事業が6百万円（前中間連結会計期間は営業損失75百万円）、S A・P A事業が4,073百万円（前中間連結会計期間比0.4%減）、その他が営業損失1,011百万円（前中間連結会計期間は営業損失263百万円）であります。

営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息22百万円（前中間連結会計期間比46.6%増）、負ののれん償却額210百万円（同1.3%増）及び土地物件貸付料256百万円（同3.0%減）等の計上により869百万円（同15.6%増）となり、営業外費用は支払利息6百万円（同51.4%減）等の計上により191百万円（同6.4%増）となりました。

経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は15,973百万円（前中間連結会計期間比19.0%増）となりました。

特別損益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益111百万円（前中間連結会計期間は10百万円）等の計上により116百万円（前中間連結会計期間比216.4%増）となり、特別損失は固定資産売却損79百万円（同60.7%増）、固定資産除却損5百万円（同41.4%減）等の計上により106百万円（同76.1%減）となりました。

中間純利益

上記の結果、税金等調整前中間純利益は15,983百万円（前中間連結会計期間比22.8%増）となり、これに法人税等合計7,010百万円（同29.4%増）及び少数株主損失17百万円（前中間連結会計期間は少数株主利益35百万円）を加減した中間純利益は8,989百万円（前中間連結会計期間比18.9%増）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路ビジネスサポート(株)他が高速道路事業に関する資産を、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)がその他に関する資産を、西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)他がS A・P A事業に関する資産を取得したことにより、当社グループの主要な設備となりました。又、(株)クレッセがS A・P A事業に関する資産を除去しました。当該主要な設備の状況は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
西日本高速道路エ ン지니어リング中 国(株)	広島支店(広 島市安佐南 区)	その他	駐車場	-	-	31 (0)	-	-	31	-
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	本社(大阪市 淀川区)	高速道路事業	事務所増床 等	14	-	-	-	-	14	-
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	和歌山事業 所(和歌山県 和歌山市)	高速道路事業	事務所敷地	-	-	38 (1)	-	-	38	-
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株)	本社他(大阪 市北区他)	S A・P A事 業	S A・P A 等施設	-	-	-	-	160	160	-
(株)ハーブス	本社(大阪市 北区)	S A・P A事 業	事務所・営 業用建物等	50	-	-	-	-	50	-
(株)クレッセ	本社(福岡市 博多区)	S A・P A事 業	事務所・営 業用建物等	76	-	106	-	-	182	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり追加又は変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	広島県北広島町	高速道路事業	事務所等	53	53	自己資金	平成23年3月	平成23年5月 (注1)	-
西日本高速道路メンテナンス関西(株)	兵庫県西宮市他	高速道路事業	標識車	47	-	自己資金	平成23年9月	平成24年3月	-
西日本高速道路メンテナンス関西(株)	和歌山県和歌山市	高速道路事業	事務所建物	68	0	自己資金	平成23年9月	平成24年3月	-
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市北区他	S A ・ P A 事業	営業システム等	791	225	自己資金	平成23年4月	平成24年6月	-
西日本高速道路ロジスティックス(株)	大阪市北区他	S A ・ P A 事業	営業用建物等	93	12	自己資金	平成23年4月	平成24年3月	-
当社草津 P A	滋賀県草津市	S A ・ P A 事業	営業用建物等	136	136	自己資金	平成23年4月	平成23年8月 (注2)	-
当社宮島 S A	広島県廿日市市	その他	賃貸用建物	122	39	自己資金	平成23年4月	平成24年3月	-

(注) 1. 平成23年5月に西日本高速道路エンジニアリング中国(株)において完了しております。

2. 平成23年8月に当社において完了しております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1)主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額61,104百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額50,865百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）	
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで(改築)	平成23年5月 平成23年9月	7,426
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画	宮田スマートインターチェンジ、大山高原スマートインターチェンジ	平成23年6月	326
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成23年6月 平成23年9月	12,167
一般国道31号(広島呉道路)	修繕	平成23年6月	13
一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	修繕	平成23年6月 平成23年9月	30
近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで	平成23年7月	30,672
山陽自動車道吹田山口線	尾道ジャンクション	平成23年9月	204
一般国道201号(八木山バイパス)	修繕	平成23年9月	23
合計	-	50,865	

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が377,002百万円、一の路線が3,792百万円、合計380,795百万円にそれぞれ変更されております。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

（注）これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注5)	完了 (注6)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	32,452	7,046 [2,228]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	97,534	10,502 [41,440]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(注4)	1,870,089	88,884 [95,287]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線(注7)	93,612	1,576 [72,717]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	54,886	1,541 [30,831]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	23,582	1,671 [14,915]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	24,770	- [22,067]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	72,417	1,393 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	15,760	7,573 [6,915]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	2,349	365 [551]	平成5年12月	平成25年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	50,612	984 [49,115]	平成10年1月	平成23年12月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,340	190 [-]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線(注7)	206,258	57,975 [24,736]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	475	277 [-]	平成5年12月	平成24年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	15,776	1,720 [3,678]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	5,780	1,308 [-]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線(注7)	3,363	257 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	419,441	85,529 [100,345]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	107,444	2,849 [102,596]	平成4年11月	平成25年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	55,607	16,027 [-]	平成13年6月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」は、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しないこととしております。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の残事業費を含めて会社の収支予算の明細を算出していることに合わせ、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしております。
5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しております。
7. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線等のうち「暫定二車線区間の四車線化事業」につきましては、平成21年度第一次補正予算の執行見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止しておりますが、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしております。
8. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。
- 上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降最大で1,737,951百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で40,967百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表規則」という。）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,800	30,826
高速道路事業営業未収入金	72,062	45,851
短期貸付金	17,034	19,035
有価証券	22,700	47,960
仕掛道路資産	289,551	299,753
その他	27,624	22,194
貸倒引当金	19	15
流動資産合計	450,753	465,606
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	75,307	75,477
減価償却累計額	17,849	19,141
減損損失累計額	300	230
建物及び構築物(純額)	57,156	56,106
機械装置及び運搬具	109,227	110,547
減価償却累計額	53,353	59,599
機械装置及び運搬具(純額)	55,874	50,948
土地	84,095	84,014
その他	18,478	19,300
減価償却累計額	7,166	7,955
その他(純額)	11,311	11,345
有形固定資産合計	208,437	202,414
無形固定資産	9,798	9,221
投資その他の資産		
長期前払費用	1,732	1,554
その他	8,035	8,609
貸倒引当金	415	367
投資その他の資産合計	9,352	9,797
固定資産合計	227,588	221,433
繰延資産	545	541
資産合計	678,888	687,581

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	68,340	59,902
1年内返済予定の長期借入金	213	143
未払法人税等	1,816	8,672
受託業務前受金	3,281	4,409
前受金	2,225	2,085
賞与引当金	3,263	3,746
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	160	145
回数券払戻引当金	183	178
その他	31,656	16,909
流動負債合計	111,142	96,194
固定負債		
道路建設関係社債	309,602	314,662
道路建設関係長期借入金	10,000	17,902
長期借入金	61	51
退職給付引当金	62,439	62,693
役員退職慰労引当金	241	222
ETCマイレージサービス引当金	5,427	5,899
負ののれん	6,941	6,731
その他	14,535	15,769
固定負債合計	409,248	423,933
負債合計	520,390	520,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	52,355	61,345
株主資本合計	155,352	164,342
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	34
為替換算調整勘定	0	4
その他の包括利益累計額合計	27	39
少数株主持分	3,172	3,150
純資産合計	158,497	167,454
負債・純資産合計	678,888	687,581

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益	384,865	361,263
営業費用		
道路資産賃借料	192,385	192,149
高速道路等事業管理費及び売上原価	153,466	123,564
販売費及び一般管理費	¹ 26,158	¹ 30,254
営業費用合計	372,010	345,967
営業利益	12,854	15,296
営業外収益		
受取利息	15	22
受取配当金	4	6
負ののれん償却額	207	210
土地物件貸付料	264	256
持分法による投資利益	6	-
その他	254	373
営業外収益合計	752	869
営業外費用		
支払利息	14	6
持分法による投資損失	-	16
損害賠償金	12	19
その他	153	148
営業外費用合計	180	191
経常利益	13,427	15,973
特別利益		
前期損益修正益	² 25	-
固定資産売却益	³ 10	³ 111
その他	0	4
特別利益合計	36	116
特別損失		
固定資産売却損	⁴ 49	⁴ 79
固定資産除却損	⁵ 8	⁵ 5
減損損失	⁶ 338	-
その他	50	21
特別損失合計	447	106
税金等調整前中間純利益	13,016	15,983
法人税、住民税及び事業税	6,819	8,202
法人税等調整額	1,399	1,192
法人税等合計	5,419	7,010
少数株主損益調整前中間純利益	7,597	8,972
少数株主利益又は少数株主損失()	35	17
中間純利益	7,561	8,989

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	7,597	8,972
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	1
為替換算調整勘定	-	3
持分法適用会社に対する持分相当額	4	8
その他の包括利益合計	8	11
中間包括利益	7,589	8,961
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	7,554	8,978
少数株主に係る中間包括利益	34	17

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
当期首残高	55,497	55,497
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	55,497	55,497
利益剰余金		
当期首残高	42,281	52,355
当中間期変動額		
中間純利益	7,561	8,989
当中間期変動額合計	7,561	8,989
当中間期末残高	49,842	61,345
株主資本合計		
当期首残高	145,278	155,352
当中間期変動額		
中間純利益	7,561	8,989
当中間期変動額合計	7,561	8,989
当中間期末残高	152,839	164,342
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10	26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7	7
当中間期変動額合計	7	7
当中間期末残高	17	34
為替換算調整勘定		
当期首残高	-	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	3
当中間期変動額合計	-	3
当中間期末残高	-	4
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10	27
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7	11
当中間期変動額合計	7	11
当中間期末残高	17	39

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主持分		
当期首残高	3,024	3,172
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	91	22
当中間期変動額合計	91	22
当中間期末残高	3,115	3,150
純資産合計		
当期首残高	148,292	158,497
当中間期変動額		
中間純利益	7,561	8,989
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	83	33
当中間期変動額合計	7,645	8,956
当中間期末残高	155,937	167,454

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	13,016	15,983
減価償却費	9,764	10,358
減損損失	338	-
負ののれん償却額	207	210
退職給付引当金の増減額（は減少）	440	260
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	33	18
賞与引当金の増減額（は減少）	698	483
ETCマイレージサービス引当金の増減額（は減少）	464	472
貸倒引当金の増減額（は減少）	7	51
受取利息及び受取配当金	20	29
支払利息	2,447	2,446
固定資産売却損益（は益）	39	31
固定資産除却損	319	174
売上債権の増減額（は増加）	2,308	34,073
たな卸資産の増減額（は増加）	5,686	10,785
仕入債務の増減額（は減少）	30,835	21,084
その他	2,041	3,532
小計	2,379	35,574
利息及び配当金の受取額	27	43
利息の支払額	2,751	2,425
法人税等の支払額	6,523	1,993
法人税等の還付額	99	542
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,769	31,741
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	39
定期預金の払戻による収入	-	622
固定資産の取得による支出	20,136	7,958
固定資産の売却による収入	128	338
有価証券の償還による収入	-	500
投資有価証券の取得による支出	37	24
関係会社株式の取得による支出	-	286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	51	-
その他	18	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,013	6,846
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	30,000
長期借入金の返済による支出	60,776	22,177
道路建設関係社債発行による収入	24,946	49,898
道路建設関係社債償還による支出	25,000	45,000
その他	217	246
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,047	12,474
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	47,829	37,365
現金及び現金同等物の期首残高	82,495	60,099
現金及び現金同等物の中間期末残高	34,665	97,465

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債の償還による支出 25,000百万円及び長期借入金の返済による支出 60,776百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 25,000百万円及び 60,704百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額5,686百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額79,319百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債の償還による支出 45,000百万円及び長期借入金の返済による支出 22,177百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 45,000百万円及び 22,098百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額 10,785百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額50,865百万円が含まれています。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 23社

会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)、芦有ドライブウェイ(株)、(株)ハープス、(株)ポーチェ・オアシス、(株)クレッセ、NEXCO - West USA, Inc.

(2) 非連結子会社の数 2社

会社の名称

(株)ハートネット、沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

会社の名称

九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)、日本高速道路インターナショナル(株)

当中間連結会計期間において、新規設立に伴い、日本高速道路インターナショナル(株)を持分法適用の関連会社を含めています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 2社

会社の名称

(株)ハートネット、沖縄道路サービス(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社数 5社

会社の名称

T S K(株)、(株)富士技建、(株)ドゥユー大地、(株)オーディエム、(株)ストラメンテック

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び持分法を適用していない関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一です。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(中間連結損益計算書)

従来、独立掲記していた営業外費用の「たな卸資産処分損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

従来、営業外費用の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「たな卸資産処分損」に表示していた109百万円、「その他」に表示していた56百万円は、「損害賠償金」12百万円、「その他」153百万円として組替えています。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しています。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)																								
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債309,602百万円(額面310,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債175,000百万円(額面175,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資その他の資産(その他)</td> <td style="text-align: right;">1,784百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,008百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,387,963百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">19,214百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">12,172百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,419,349百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産(その他)	1,784百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,008百万円)		(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,387,963百万円	東日本高速道路(株)	19,214百万円	中日本高速道路(株)	12,172百万円	計	4,419,349百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債314,662百万円(額面315,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債195,000百万円(額面195,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資その他の資産(その他)</td> <td style="text-align: right;">2,080百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,239百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,383,344百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">15,748百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">10,100百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,409,193百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産(その他)	2,080百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,239百万円)		(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,383,344百万円	東日本高速道路(株)	15,748百万円	中日本高速道路(株)	10,100百万円	計	4,409,193百万円
投資その他の資産(その他)	1,784百万円																								
(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,008百万円)																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,387,963百万円																								
東日本高速道路(株)	19,214百万円																								
中日本高速道路(株)	12,172百万円																								
計	4,419,349百万円																								
投資その他の資産(その他)	2,080百万円																								
(うち、共同支配企業に対する投資の金額1,239百万円)																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,383,344百万円																								
東日本高速道路(株)	15,748百万円																								
中日本高速道路(株)	10,100百万円																								
計	4,409,193百万円																								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金93,704百万円及び道路建設関係社債55,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金22,098百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p>
<p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p>	<p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p>
<p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,736百万円</p>	<p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 10,563百万円</p>
<p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p>	<p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p>
<p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 474,682百万円</p>	<p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 481,780百万円</p>
<p>4. 当座貸越契約</p>	<p>4. 当座貸越契約</p>
<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p>	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p>
<p>当座貸越極度額 100,000百万円</p>	<p>当座貸越極度額 100,000百万円</p>
<p>借入実行残高 - 百万円</p>	<p>借入実行残高 - 百万円</p>
<p>差引額 100,000百万円</p>	<p>差引額 100,000百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																																																																				
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">4,880百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">951百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">6,340百万円</td> </tr> <tr> <td>利用促進費</td> <td style="text-align: right;">8,015百万円</td> </tr> </table> <p>2. 前期損益修正益 25百万円 主に過年度におけるたな卸資産計上額の修正によるものです。</p> <p>3. 固定資産売却益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>4. 固定資産売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> </table> <p>5. 固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>6. 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県下関市 壇之浦町ほか</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び構築物、 土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。</p> <p>当中間連結会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(338百万円)として特別損失に計上しています。その内訳は、建物及び構築物105百万円、土地233百万円です。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しています。</p>	給与手当	4,880百万円	賞与引当金繰入額	951百万円	役員退職慰労引当金繰入額	40百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,340百万円	利用促進費	8,015百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	10百万円	無形固定資産	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	49百万円	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具器具備品)	2百万円	無形固定資産(ソフトウェア)	3百万円	場所	用途	種類	山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、 土地	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">5,531百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">856百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,899百万円</td> </tr> <tr> <td>利用促進費</td> <td style="text-align: right;">7,821百万円</td> </tr> </table> <p>3. 固定資産売却益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">61百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>4. 固定資産売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>5. 固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	給与手当	5,531百万円	賞与引当金繰入額	856百万円	役員退職慰労引当金繰入額	42百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,899百万円	利用促進費	7,821百万円	建物及び構築物	9百万円	機械装置及び運搬具	40百万円	土地	61百万円	その他(工具器具備品)	0百万円	建物及び構築物	11百万円	機械装置及び運搬具	7百万円	土地	60百万円	その他(工具器具備品)	0百万円	建物及び構築物	1百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具器具備品)	3百万円	無形固定資産	0百万円
給与手当	4,880百万円																																																																				
賞与引当金繰入額	951百万円																																																																				
役員退職慰労引当金繰入額	40百万円																																																																				
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,340百万円																																																																				
利用促進費	8,015百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																				
土地	10百万円																																																																				
無形固定資産	0百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																				
土地	49百万円																																																																				
建物及び構築物	2百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																				
その他(工具器具備品)	2百万円																																																																				
無形固定資産(ソフトウェア)	3百万円																																																																				
場所	用途	種類																																																																			
山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、 土地																																																																			
給与手当	5,531百万円																																																																				
賞与引当金繰入額	856百万円																																																																				
役員退職慰労引当金繰入額	42百万円																																																																				
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,899百万円																																																																				
利用促進費	7,821百万円																																																																				
建物及び構築物	9百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	40百万円																																																																				
土地	61百万円																																																																				
その他(工具器具備品)	0百万円																																																																				
建物及び構築物	11百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	7百万円																																																																				
土地	60百万円																																																																				
その他(工具器具備品)	0百万円																																																																				
建物及び構築物	1百万円																																																																				
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																				
その他(工具器具備品)	3百万円																																																																				
無形固定資産	0百万円																																																																				

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定 23,165百万円	現金及び預金勘定 30,826百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現	契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現
先(短期貸付金勘定) 8,000百万円	先(短期貸付金勘定) 18,995百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (その他(有価証券勘定)) 3,500百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 47,760百万円
現金及び現金同等物 34,665百万円	計 97,581百万円
	預入期間3ヶ月超の定期預金(現金及び預金勘定) 116百万円
	現金及び現金同等物 97,465百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	308百万円	223百万円	85百万円
その他(工具器具備品)	1,048	859	189
無形固定資産(ソフトウェア)	74	60	14
合計	1,432	1,142	289

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
機械装置及び運搬具	394百万円	313百万円	80百万円
その他(工具器具備品)	982	871	111
無形固定資産(ソフトウェア)	63	52	11
合計	1,440	1,236	204

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額等

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	219百万円	154百万円
1年超	70	49
合計	289	204

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	230百万円	149百万円
減価償却費相当額	230	149

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	338,163百万円	383,480百万円
1年超	18,625,579	18,495,946
合計	18,963,743	18,879,427

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	341百万円	457百万円
1年超	936	1,032
合計	1,277	1,489

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	21,800	21,800	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	72,062 19		
	72,043	72,043	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	22,970	22,970	-
資産計	116,814	116,814	-
(1) 高速道路事業営業未払金	68,340	68,340	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	213	215	1
(3) 道路建設関係社債	309,602	325,059	15,457
(4) 道路建設関係長期借入金	10,000	10,005	5
(5) 長期借入金	61	62	0
負債計	388,217	403,683	15,465

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが2月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,086

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価格のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

当中間連結会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注）2．参照）。

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	30,826	30,826	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	45,851 15		
	45,836	45,836	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	48,233	48,233	-
資産計	124,896	124,896	-
(1) 高速道路事業営業未払金	59,902	59,902	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	143	144	0
(3) 道路建設関係社債	314,662	333,315	18,653
(4) 道路建設関係長期借入金	17,902	17,912	10
(5) 長期借入金	51	52	0
負債計	392,661	411,327	18,666

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが8月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,369

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価格のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	84	63	20
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	66	66	0
	小計	151	130	20
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18	21	2
	(2) 債券	800	901	101
	(3) その他	22,001	22,001	0
	小計	22,819	22,924	104
合計		22,970	23,054	83

当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)

1. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	87	63	23
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	66	66	0
	小計	253	229	24
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18	21	2
	(2) 債券	200	200	-
	(3) その他	47,761	47,761	0
	小計	47,979	47,982	2
合計		48,233	48,212	21

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度期首残高	214百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23
時の経過による調整額	4
当連結会計年度末残高	242

当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度期首残高	242百万円
時の経過による調整額	2
当中間連結会計期間末残高	244

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,166	536	2,629	2,434
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	86,831	1,005	87,837	86,195

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額はサービスエリア、パーキングエリアの建物(1,603百万円)及び建設仮勘定(2,096百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,345百万円)及び減損損失(432百万円)です。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間連結貸借対照表計上額、当中間連結会計期間増減額及び時価は、次のとおりです。

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)			当中間連結会計期間末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高	当中間連結会計期間増減額	当中間連結会計期間末残高	
賃貸等不動産	2,629	12	2,642	2,434
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	87,837	229	87,608	91,632

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の当中間連結会計期間増減額のうち、主な増加額はサービスエリア、パーキングエリアの建物(232百万円)及び建設仮勘定(365百万円)であり、主な減少額は減価償却費(711百万円)です。
3. 当中間連結会計期間末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	360,136	7,666	13,553	381,356	3,508	384,865	-	384,865
セグメント間の内部売上高 又は振替高	15	-	0	15	177	192	192	-
計	360,151	7,666	13,553	381,372	3,685	385,058	192	384,865
セグメント利益又は損失()	9,113	75	4,089	13,288	263	12,865	10	12,854
セグメント資産	467,708	6,273	102,039	576,021	8,938	584,959	46,230	631,189
その他の項目								
減価償却費	7,834	0	716	8,551	135	8,686	1,077	9,764
持分法適用会社への投資額	1,318	-	-	1,318	285	1,603	-	1,603
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	3,333	-	1,168	4,502	500	5,003	1,386	6,389

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額46,230百万円には、債権の相殺消去 12,888百万円、全社資産59,118百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,077百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,386百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	336,027	3,755	18,144	357,927	3,336	361,263	-	361,263
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	-	1	15	246	262	262	-
計	336,042	3,755	18,146	357,943	3,582	361,526	262	361,263
セグメント利益又は損失()	12,227	6	4,073	16,308	1,011	15,296	0	15,296
セグメント資産	460,804	4,629	108,281	573,715	9,042	582,758	104,823	687,581
その他の項目								
減価償却費	8,260	0	851	9,112	143	9,255	1,103	10,358
持分法適用会社への投資額	1,393	-	-	1,393	585	1,979	-	1,979
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	1,629	-	860	2,490	144	2,634	680	3,315

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額104,823百万円には、債権の相殺消去 15,887百万円、全社資産120,710百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,103百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額680百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他(*)	合計
外部顧客への売上高	262,058	79,319	43,486	384,865

(*) 高速道路事業における国からの割引補填金を含んでいます。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に外部顧客がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	79,319	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他(*)	合計
外部顧客への売上高	273,726	50,865	36,672	361,263

(*) 高速道路事業における国からの割引補填金を含んでいます。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	50,865	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分されていません。当該減損損失は338百万円です。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	7,149	7,149

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	210	210
当中間期末残高	6,731	6,731

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	79.59円	94.63円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	7,561	8,989
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	7,561	8,989
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,635.00円	1,729.51円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	158,497	167,454
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,172	3,150
(うち少数株主持分)(百万円)	(3,172)	(3,150)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	155,325	164,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(多額な資金の借入)

当社は、平成23年3月17日開催の取締役会の決議(借入金1,306億円以内)に基づき、平成23年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金200億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成23年12月22日
返済期日	平成26年11月28日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,402	26,187
高速道路事業営業未収入金	72,064	45,854
リース投資資産(純額)	5	5
有価証券	22,000	47,760
仕掛道路資産	290,691	300,930
原材料及び貯蔵品	1,782	1,633
その他	36,638	33,474
貸倒引当金	19	15
流動資産合計	439,565	455,830
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置(純額)	50,858	46,942
その他(純額)	38,547	37,199
有形固定資産合計	1 89,405	1 84,142
無形固定資産	5,580	5,089
高速道路事業固定資産合計	94,986	89,232
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	68,221	68,178
その他(純額)	17,119	16,838
有形固定資産合計	1 85,341	1 85,017
無形固定資産	67	48
関連事業固定資産合計	85,408	85,065
各事業共用固定資産		
有形固定資産	1 21,401	1 20,968
無形固定資産	3,339	3,239
各事業共用固定資産合計	24,740	24,208
その他の固定資産		
有形固定資産	1 420	1 443
その他の固定資産合計	420	443
投資その他の資産		
投資その他の資産	8,262	8,541
貸倒引当金	362	314
投資その他の資産合計	7,900	8,226
固定資産合計	213,456	207,175
繰延資産	542	540
資産合計	2 653,564	2 663,545

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	81,765	64,419
1年以内返済予定長期借入金	213	143
リース債務	266	256
未払法人税等	-	7,366
賞与引当金	1,319	1,377
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	160	145
回数券払戻引当金	183	178
その他	41,835	5 39,438
流動負債合計	125,743	113,326
固定負債		
道路建設関係社債	2 309,602	2 314,662
道路建設関係長期借入金	10,000	17,902
その他の長期借入金	61	51
リース債務	1,435	1,308
退職給付引当金	58,075	58,072
役員退職慰労引当金	23	28
ETCマイレージサービス引当金	5,427	5,899
関門トンネル事業履行義務債務	4 1,381	4 1,887
資産除去債務	186	187
その他	4,870	4,551
固定負債合計	391,062	404,552
負債合計	516,805	517,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	23,094	22,399
繰越利益剰余金	10,666	20,269
利益剰余金合計	33,761	42,669
株主資本合計	136,758	145,667
純資産合計	136,758	145,667
負債・純資産合計	653,564	663,545

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	359,669	335,584
営業費用	351,422	323,151
高速道路事業営業利益	8,246	12,433
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	700	900
受託業務収入	6,965	2,853
SA・PA事業収入	5,442	5,237
その他の事業収入	788	662
営業収益合計	13,897	9,653
営業費用		
直轄高速道路事業費	702	900
受託業務事業費	7,056	2,847
SA・PA事業費	3,108	2,999
その他の事業費用	1,450	1,858
営業費用合計	12,317	8,605
関連事業営業利益	1,579	1,047
全事業営業利益	9,826	13,481
営業外収益	¹ 1,114	¹ 1,395
営業外費用	² 172	² 80
経常利益	10,768	14,796
特別利益	³ 36	³ 96
特別損失	^{4, 5} 376	⁴ 14
税引前中間純利益	10,429	14,878
法人税、住民税及び事業税	5,310	6,940
法人税等調整額	1,204	970
法人税等合計	4,106	5,970
中間純利益	6,323	8,908

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
その他資本剰余金		
当期首残高	7,997	7,997
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,997	7,997
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	22,011	23,094
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,082	694
当中間期変動額合計	1,082	694
当中間期末残高	23,094	22,399
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,325	10,666
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,082	694
中間純利益	6,323	8,908
当中間期変動額合計	5,240	9,602
当中間期末残高	14,566	20,269
株主資本合計		
当期首残高	134,335	136,758
当中間期変動額		
中間純利益	6,323	8,908
当中間期変動額合計	6,323	8,908
当中間期末残高	140,658	145,667
純資産合計		
当期首残高	134,335	136,758
当中間期変動額		
中間純利益	6,323	8,908
当中間期変動額合計	6,323	8,908
当中間期末残高	140,658	145,667

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

【追加情報】

当中間会計期間

(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しています。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)																
1. 有形固定資産の減価償却累計額 72,062百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,065百万円																
2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債309,602百万円(額面310,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債175,000百万円(額面175,000百万円)の担保に供しています。	2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債314,662百万円(額面315,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債195,000百万円(額面195,000百万円)の担保に供しています。																
3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。	3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。																
(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。	(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。																
<table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,387,963百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">19,214百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">12,172百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">4,419,349百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,387,963百万円	東日本高速道路(株)	19,214百万円	中日本高速道路(株)	12,172百万円	計	4,419,349百万円	<table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,383,344百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">15,748百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">10,100百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">4,409,193百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,383,344百万円	東日本高速道路(株)	15,748百万円	中日本高速道路(株)	10,100百万円	計	4,409,193百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,387,963百万円																
東日本高速道路(株)	19,214百万円																
中日本高速道路(株)	12,172百万円																
計	4,419,349百万円																
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,383,344百万円																
東日本高速道路(株)	15,748百万円																
中日本高速道路(株)	10,100百万円																
計	4,409,193百万円																
(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金93,704百万円及び道路建設関係社債55,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。	(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金22,098百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。																
<p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p>	<p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p>																
<table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">11,736百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,736百万円	<table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">10,563百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,563百万円												
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,736百万円																
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,563百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)												
<p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 474,682百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="199 907 756 1014"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 481,780百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>5. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="853 907 1410 1014"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円
当座貸越極度額	100,000百万円												
借入実行残高	- 百万円												
差引額	100,000百万円												
当座貸越極度額	100,000百万円												
借入実行残高	- 百万円												
差引額	100,000百万円												

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)						
<p>1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 6百万円</p> <p>有価証券利息 5百万円</p> <p>受取配当金 653百万円</p> <p>土地物件貸付料 257百万円</p> <p>2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 19百万円</p> <p>たな卸資産処分損 109百万円</p> <p>3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益(土地) 10百万円</p> <p>前期損益修正益(注) 25百万円</p> <p>(注)主に過年度におけるたな卸資産計上額の修正によるものです。</p> <p>4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損(土地) 49百万円</p> <p>減損損失 304百万円</p> <p>5. 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">山口県下関市 壇之浦町ほか</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">建物、構築物及び土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。</p> <p>当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(304百万円)として特別損失に計上しています。</p> <p>その内訳は、建物75百万円、構築物17百万円及び土地212百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しております。</p> <p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,943百万円</p> <p>無形固定資産 1,333百万円</p>	場所	用途	種類	山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物、構築物及び土地	<p>1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 7百万円</p> <p>有価証券利息 7百万円</p> <p>受取配当金 811百万円</p> <p>土地物件貸付料 255百万円</p> <p>2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 6百万円</p> <p>たな卸資産処分損 9百万円</p> <p>支払補償費 12百万円</p> <p>損害賠償金 19百万円</p> <p>3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益(土地) 50百万円</p> <p>固定資産売却益(車両運搬具) 35百万円</p> <p>4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損(機械及び装置) 7百万円</p> <p>固定資産売却損(構築物) 6百万円</p> <p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 8,300百万円</p> <p>無形固定資産 1,280百万円</p>
場所	用途	種類					
山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物、構築物及び土地					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12百万円	7百万円	4百万円
工具、器具及び備品	619	498	120
合計	631	506	125

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
車両運搬具	12百万円	8百万円	3百万円
工具、器具及び備品	619	575	43
合計	631	584	47

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額等

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	122百万円	45百万円
1年超	2	1
合計	125	47

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	137百万円	77百万円
減価償却費相当額	137	77

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	338,163百万円	383,480百万円
1年超	18,625,579	18,495,946
合計	18,963,743	18,879,427

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1年内	199百万円	199百万円
1年超	671	571
合計	871	771

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,446百万円、関連会社株式1,185百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式3,446百万円、関連会社株式1,471百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	166百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15
時の経過による調整額	3
当事業年度末残高	186

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	186百万円
時の経過による調整額	1
当中間会計期間末残高	187

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	66.56円	93.77円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	6,323	8,908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	6,323	8,908
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(多額な資金の借入)

当社は、平成23年3月17日開催の取締役会の決議(借入金1,306億円以内)に基づき、平成23年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金200億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成23年12月22日
返済期日	平成26年11月28日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月29日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第12回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。なお、西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成20年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年6月30日付で、西日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年12月28日付で、西日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）、西日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年9月30日付で、西日本高速道路株式会社第9回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年12月28日付で、西日本高速道路株式会社第10回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成23年6月30日付で、西日本高速道路株式会社第11回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は平成23年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。（西日本高速道路株式会社第1回社債については平成21年12月18日、西日本高速道路株式会社第2回社債については平成22年9月17日、西日本高速道路株式会社第3回社債については平成23年9月20日、西日本高速道路株式会社第4回社債については平成23年12月20日に機構により償還されております。）

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注 1)	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注2)	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注3)	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注4)	平成21年2月17日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注5)	平成21年5月20日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注5)	平成21年10月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注5)	平成22年2月17日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注6)	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注7)	平成22年10月13日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注8)	平成23年2月16日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注9)	平成23年5月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年9月15日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成21年12月18日に機構により償還されております。
2. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成22年9月17日に機構により償還されております。
3. 平成21年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成23年9月20日に機構により償還されております。
4. 平成21年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成23年12月20日に機構により償還されております。
5. 平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
6. 平成22年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
7. 平成22年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
8. 平成23年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
9. 平成23年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	3,349百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。